

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社技研製作所			コード	6289		
提出日	2023/11/17		異動（予定）日	2023/11/28			
独立役員届出書の提出理由	2023/11/2に提出した独立役員届出書について、岩城孝章氏の選任の理由の記載内容を一部修正するもの。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	岩黒 庄司	社外取締役	○													○	有	
2	久松 朋水	社外取締役	○													○	有	
3	岩城 孝章	社外取締役	○											○		○	訂正・変更	有
4	油野 昭彦	社外監査役								○							新任	
5	浪越 一郎	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の岩黒庄司氏は、コマツキャステックス株式会社（2018年4月株式会社小松製作所に吸収合併）にて、2010年より4年間専務取締役を務めたのち、2014年より3年間常勤監査役として勤務しております。株式会社小松製作所は当社の取引先であり、鋳鋼品を継続的に購入しておりますが、その取引額は僅少であるため、独立性判断基準に照らして、株式会社小松製作所は当社にとっての主要な取引先には該当いたしません。	社外取締役の岩黒庄司氏は、国内外における製造業での豊富な経験と実績を有していることから、当社の成長と企業価値の向上への貢献、業務執行に対する監督等、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただける人物であります。また、上記2のa～lのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定します。
2		社外取締役の久松朋水氏は、企業経営者として国内外における豊富な経験と実績を有しており、グローバルかつ客観的な立場から、当社の成長と企業価値の向上への貢献、業務執行に対する監督等、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただける人物であります。また、上記2のa～lのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定します。
3	社外取締役の岩城孝章氏は、高知空港ビル株式会社にて、2021年6月より代表取締役社長を務めています。当社は高知空港ビル株式会社に広告宣伝費を継続的に支払っておりますが、その額は僅少であるため、独立性判断基準に照らして、高知空港ビル株式会社は当社にとっての主要な取引先には該当いたしません。	社外取締役の岩城孝章氏は、長年行政で培われた豊富な経験により高い見識を有しており、当社の成長と企業価値の向上への貢献、業務執行に対する監督等、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただける人物であります。また、上記2のa～lのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定します。
4	社外監査役の油野昭彦氏は、当社社外監査役就任までは、当社と取引関係にある株式会社四国銀行の業務執行者であるため、独立役員として指定していません。なお、取引の規模、性質に照らして、当社と株式会社四国銀行の間に、社外監査役としての業務に影響を与えるような特別な利害関係はございません。	社外監査役の油野昭彦氏は、金融に関する専門知識と豊かな経験を活かして当社経営、業務に対し客観的見地から適切な監査を実施いただけることから、当社の社外監査役としての職務を適切に果たしていただける人物であります。
5		社外監査役の浪越一郎氏は、長年警察官として培われた幅広い見識を活かして当社経営、業務に対し客観的見地から適切な監査を実施いただける人物であります。また、上記2のa～lのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定します。

4. 補足説明

（この欄は未記入）

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。